

国 有 財 産 売 払 公 示 書

下記の売払物件については、一般競争入札を行った結果、契約相手が決定しなかったことから、先着順にて売払います。

記

1 売払物件

物件番号	区分	所在	地番	地目	数量	最低売払金額
0 0 1	土地	檜山郡江差町南が丘	7 番 2 1 7	宅地	351.00 m ²	¥ 678,000
0 0 2	土地	滝川市滝の川町東 3 丁目	1 1 4 0 番 5 2	宅地	620.64 m ²	¥ 670,000
0 0 3	土地	夕張市清水沢清栄町	9 7 番 2	宅地	1402.43 m ²	¥ 560,000
0 0 4	土地	伊達市山下町	2 7 1 番 2 4	宅地	239.25 m ²	¥ 3,690,000
0 0 5	土地 建物	浦河郡浦河町堺町東 4 丁目	4 2 番 1 6	宅地	土地 297.48 m ² 建物 建/延 68.13 m ²	¥ 1,800,000

2 申込受付期間、申込窓口及び申込方法

(1) 申込受付期間

令和 8 年 10 月 9 日（金）から令和 9 年 1 月 29 日（金）まで

※ 土日祝日等北海道労働局の閉庁日を除く 8 時 3 0 分から 1 7 時まで

(2) 申込窓口

〒 0 6 0 - 8 5 6 6

北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 - 1 札幌第 1 合同庁舎 9 階南側

北海道労働局総務部総務課会計第四係

(3) 申込方法

普通財産買受申請書及び誓約書（他添付書類含む）を持参又は郵送による。

これ以外の方法（例：F A X 又は E メール等）により提出された普通財産買受申請書は無効とする。

(4) 添付書類

① 個人の場合（ア）「住民票抄本」（発行後 3 ヶ月以内のもの）※マイナンバーの記載がないもの

(イ)「印鑑証明書」(発行後3ヵ月以内のもの)

② 法人の場合 (ア)「登記事項証明書(現在事項全部証明書)」(発行後3ヵ月以内のもの)

(イ)「印鑑証明書」(発行後3ヵ月以内のもの)

(ウ)「役員一覧」

3 申込者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

(1) 予算決算及び会計令70条及び71条の規定並びに国有財産法第16条の規定に該当する者。

(2)「暴力団員による不当な行為防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員及び警察当局から排除命令がある者。

4 契約相手方の決定方法

有効な普通財産買受申請書(誓約書及び必要添付書類含む)提出者のうち、先着1者を契約相手方とする。ただし、同一物件に係る普通財産買受申請書(誓約書及び必要添付書類含む)について、持参及び郵送問わず同日に複数者より提出があった場合には、くじによる抽選により契約相手方を決定する。その場合、申請書提出日の17時以降に提出者あて電話連絡し、くじ引き参加の可否等について確認を行う。

5 手続き案内書及び契約条項を示す場所

北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎9階南側

北海道労働局総務部総務課会計第四係(国有財産担当)

6 契約締結について

(1) 契約締結期日

売買契約締結は契約相手方を決定した日から30日以内とする。ただし、30日目が土日祝日等による北海道労働局の閉庁日となる場合は、直前の開庁日を契約締結期日とする。

(2) 契約保証金

契約相手方決定から売買契約締結日までに売買代金の1割以上を納付するもの。

7 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

8 売買代金の支払いについて

代金は売買契約締結時に全額を支払うか、売買契約締結時に、売買代金の1割以上の金額を契約保証金として納付し、残額を納入告知書発行日から20日以内に支払うものとする。

なお、納付期限までに売買代金の支払いが行われなかった場合には、契約保証金は国庫に帰属することとなります。

9 契約内容の公表について

契約を締結した場合には、契約内容を公表する。

公表内容は、物件所在地、区分、数量、契約年月日、契約金額、個人・法人の区分及び法人にあってはその業種とする。

10 その他

申込者は、本公示書のほか、北海道労働局で交付する売払案内書及び国有財産契約書(案)を十分理解の上、申込むものとする。

また、申込みにあたっては、入札保証金及び契約締結等の期限を除くほか、一般競争入札に付した際の条件を承継する。

以上公示する。

令和8年10月9日

契約担当官
北海道労働局長 村松 達也

連絡先
〒060-8566
札幌市北区北8条西2丁目1番1札幌第1合同庁舎9階
北海道労働局総務部総務課会計第四係（国有財産担当）
☎011-700-5451（直通）